

2 環境配慮技術 目次

大気環境,水環境の保全		ページ
ア	路線(場所)の選定は,地域環境の保全,土地利用等との整合を図る。	68
イ	交通網の整備により,交通量の分散化を図る。	69
ウ	・交通流の円滑化を図る。(道路) ・出入口の複数化や駐車場の適正配置を検討し,交通渋滞の緩和を図る。(建築)	70
エ	沿道環境に配慮した道路構造を検討する。	71
オ	・防音壁や環境施設帯の設置を検討する。(道路) ・環境施設帯の設置を検討する。(農業) ・駐車場及び進入道路に環境施設帯の設置を検討する。(公園) ・駐車場の周辺に緑地を設置し,大気汚染や騒音の緩和に配慮する。(建築)	72
カ	低騒音舗装,透水性舗装の採用を検討する。	74
キ	建設機械,車両の稼働等に伴う周辺環境への影響の低減に努める。	75
ク	工事中の汚水,濁水の発生の低減に努める。	78
ケ	地盤改良に当たっては,地下水汚染や土壌汚染の防止に配慮する。	79
コ	工事の集中を避け平準化を図る。	80
サ	海面の消滅及び自然海岸の変更による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響を避けるよう努める。	81
シ	埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化や異常堆砂・異常洗掘等を避けるよう努める。	82
ス	工事中の濁りの低減等に努める。	83
セ	埋立柱材による汚染防止に努める。	84
ソ	土砂採取により埋立柱材を確保する場合の環境保全に配慮する。	85
タ	水質の自浄作用に配慮した構造とする。	86
チ	緑が持つ水循環機能に配慮する。	87
ツ	・雨水や循環水の利用促進に努める。(公園) ・透水性舗装など地下水の涵養に努める。(公園) ・中水道の整備を検討する。(建築) ・雨水利用施設,雨水浸透施設の整備に努める。(建築)	88
廃棄物の発生抑制,リサイクルの推進		ページ
ア	建設廃棄物等の発生抑制,分別の徹底,再資源化,適正処理に努める。	90
イ	再生骨材,再生砕石等の再生資源の利用に努める。	92
ウ	建設発生土の発生抑制,有効利用,適正処理に努める。	93
地球温暖化の防止		ページ
ア	バイパスの整備,立体交差化等により交通渋滞の緩和を図る。	94
イ	CO ₂ の吸収,ヒートアイランド現象の緩和等に資するため,施設の緑化に努める。	95
ウ	熱帯産木材の使用削減,間伐材の有効利用など森林資源の保護に努める。	98
エ	工事車両や建設機械のアイドリングストップ等の励行に努める。	99
オ	フロンの使用抑制に努める。	100
省資源,省エネルギーの推進		ページ
ア	自然エネルギー,省エネルギータイプの(道路)施設の導入に努める。	101
イ	省資源,省エネルギーに配慮した建設資材の活用を努める。	103
ウ	建築物の断熱化に努める。	104
エ	雨水利用や中水利用設備の導入を検討する。	105

自然環境の保全		ページ
ア	貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避に努める。(自然環境の保全に努める。)	106
イ	回避できない場合は、自然環境の改変の少ない線形・形状や代替措置に努める。	107
ウ	生物生息空間のネットワークの確保を図る。	110
エ	・自然環境の改変の少ない施設，構造・工法の採用に努める。(道路，砂防，農業，公園) ・現河川を極力生かし，自然環境の改変の少ない施設，構造の採用に努める。(河川)	113
オ	・のり面，環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出に努める。(道路) ・生物生息空間の創出に努める。(港湾) ・のり面，水際等については，生物生息空間の確保に努める。(農業，公園)	114
カ	・道路照明や前照灯による影響の低減を図る。(道路) ・施設照明等による影響の低減を検討する。(港湾) ・野生生物の生育生息環境に配慮した夜間照明を検討する。(公園)	115
キ	干潟，藻場，磯場の保全に努める。	116
ク	工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧に努める。	117
ケ	生態系を維持するための適切な水量を確保する。	118
コ	多自然型川づくりにより，河川環境の保全・創造に努める。	119
快適な生活空間の創造		ページ
ア	緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど，道路の緑化に努める。	121
イ	・擁壁は，地場産素材，天然素材の利用や植栽に努めるなど，周辺景観との調和を図る。(道路) ・地場産素材，天然素材の利用や植栽に努め，周辺景観との調和を図る。(港湾，河川，砂防，農業，公園，建築)	122
ウ	・橋脚等の色彩は，周辺環境との調和を考慮するなど，良好な道路景観の創出に努める。(道路) ・防波堤，岸壁，堤防などの構造，形態，意匠及び素材等については，周辺景観との調和に努める。(港湾) ・倉庫，上屋などの建築物・工作物については，その個性や，風情の活用，周辺景観との調和を考慮し，良好な景観の創出に努める。(港湾)	123
エ	緑豊かな(水辺)空間の維持・形成に努める。	125
オ	・親水性護岸，景観保全護岸等について検討する。(港湾) ・人がふれあえる水辺環境の創造に努める。(河川，砂防) ・のり面，水際等については，親水性や景観の保全に努める。(農業，公園)	126
カ	良好な景観を形成している樹木などの存置や移植，現存植生や季節感を考慮した植栽により，積極的な緑の保全と緑化に努める。	127
キ	動植物の生息・生育場である多様な水際線，低水路，河床等の維持・創造に努める。	128
ク	屋敷林，鎮守の森，里山などの保全に努める。	129
ケ	防災性も踏まえたオープンスペースの確保を検討する。	130
コ	電波障害，日照障害，風害の防止に配慮する。	131
サ	人の健康に配慮した内装材等の使用に努める。	132
歴史的景観の保全，文化遺産の保護		ページ
ア	歴史的景観の保全に努める。	134
イ	文化遺産の保護に努める。	134